

お名前と連絡先をご記入の上、「月刊田中けん」への感想文を送って下さい。匿名にてご紹介いたします。ただし紙面の都合により短文化します。多数の御意見をお待ちしております。

弁護士の無料法律相談を受付中
詳しくは、080-3010-4522 までお電話を

特集



平成17年12月1日
区議会「一人の会」一般質問
田中けん

公共施設での全面禁煙は何故、実現できないのだろう!?

私は通告に従い質問します。

質問に先立ち、ここ数日の出来事として気がついたことをご報告します。駅前から駐輪自転車が一扫されました。前回の質問で、私が「駅前に自転車を止めること自体が良くない」との見解を示し、区がしっかりと駅前自転車の一扫を行った成果と思われます。特に篠崎駅前と葛西臨海公園駅前に関しては、見違えるほど綺麗になりました。この点を高く評価致します。そこでここ数週間により、駅前駐輪が一扫された経過について、ご説明下さい。

駅前広場の美化に関して、自転車ではしっかりとした実績を作れたのです。次こそはタバコ対策でしょう。東京23区の中で、歩行喫煙およびポイ捨てを条例で規制していないのは、本区だけという不名誉な現状があります。まずはこれを変えましょう。これからのタバコ対策における中長期的な見通しについてお聞かせ下さい。

さて、今回は以前の区長答弁を検証してみます。

まず今年の第一回定例会2月25日に行われた一般質問において、私は「健康増進法ができたことだし、タワーホール船堀の室内を禁煙にしたらどうか」との質問をしました。

それに対して区長は、賀詞交換会のような区が主催する集会については2006年から禁煙にするとの約束をされました。

しかし、民間が主催者となって利用する場合は、「利用団体が会合の中で喫煙をどうするかについては、利用者の方々にお任せしたいと思います。」と区長は答弁されました。

つまり「民間主催の集会では、施設内での喫煙に関して、江戸川区は一切関知しない」とのことです。正直「これはおかしい答弁だ」と思いましたが、当時の私は、これ以上の質問を控えました。

ただ「おかしい」との思いは心に残ったままでした。私の疑問とは、健康増進法第二十五条の「施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」という条文にある「施設を管理する者」とは誰かということです。

そこで私は、厚生労働省健康局生活習慣病対策室に連絡し、健康増進法に関する多田区長の答弁について、その法的解釈が妥当なのかどうか確かめました。すると厚生労働省の担当者は、区長の解釈は間違っていると答え、条文にある「施設を管理する者」とは、タワーホール船堀の場合、区長および館長を指すと説明されました。

この解釈からも明らかのように、区の施設管理者である区長および館長は、その施設内において「受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」訳ですが、区長答弁では、その責任を放棄し

ています。この見解は法律違反と言えません。区長答弁か厚生労働省の見解か、どちらかが間違っていることは明らかです。健康増進法第二十五条における「施設を管理する者」とは誰のことなのか、もう一度明確に答弁してください。

ここで改めて申し上げますが、この第25条の目的は、「非喫煙者をタバコの煙から守ること」にあります。タバコの煙は、吸う本人のみならず、近くいる他人の健康にも深刻な影響を与えます。他人のタバコの煙を吸うことを「受動喫煙」といいますが、受動喫煙は他の環境汚染物質と比べても大きなリスクです。

例えば、タバコの煙にはダイオキシンやヒ素も含まれており、タバコの煙に含まれるダイオキシンの濃度は工場の煙の10～200倍と報告されています。また、排ガスと比較してみましても、タバコ1本の燃焼によって、乗用車が10km走行する粒子状物質が発生します。日本では受動喫煙により、年間2～3万人が死んでいます。そのため、公共の場での喫煙行為は、もはや個人の趣味・嗜好ではなく公衆衛生の面から考えるべきものという認識に、

世の中は変わってきているのです。

アスベスト以上の被害をもたらしているタバコの煙ですが、他の公害と一つだけ異なる点があります。それは「タバコの煙はコントロールできる発生源」であるということです。受動喫煙被害は、きちんとした規制・対策によって皆無にできるものなのです。だからこそ健康増進法第25条に、この件が盛り込まれたのです。受動喫煙防止対策は、待ったなしで取り組むべき重要な課題です。

この点を踏まえた上で、健康増進法に則った区の行政運営をお考えいただき、あわせて御答弁願います。

今日は12月1日です。これから本格的な忘年会・新年会のシーズンを迎えます。その時、区民施設の運営について、分煙施設がない一般の室内での喫煙を「施設を管理する者」が認めているのか、注意しているのか、私はしっかりとチェックをします。問題があれば、再びこの場で、区長の責任を問うことになるでしょう。そのようなことがないように、しっかりと区長答弁を期待します。

区長の答弁

自転車対策につきましてお答えをいたしますと、なぜ急によくなったかという、御評価をいただいたわけではありますが、田中議員に御指摘を受けてやったからということではありません。これは、長年にわたる懸案解決のためにあらゆる知恵を絞りまして、総合的な対策を講じる。つまり自転車は市民の便利な足である、無公害の足である。したがって、それを受け入れる容量をつくる。そして区が責任ある管理をする。そういう体制をしっかりとやることによって応益原則を取り込む。そしてまたあわせてこれを機に地域の皆さんに御協力をいただくと。そういうことの成果だというふうに思っております。

それからたばこの問題であります。23区中22区が何がしかの条例をつくっておりますが、1区だけつくっていないことが不名誉だと言われましたけれども、なぜ不名誉か私は理解に苦しみます。1区だけないことが名誉だというふうに思っていた方がいいかと思っております。それは先ほどお答えをしたことで御賢察をいただければというふうに思います。

それから厚生労働省の見解は、田中議員と厚生労働省の担当官との間でどういう会話があったか私は聞いておりませんので、論評することができません。論評することができませんが、施設の管理者はだれかと問われたら、それは区長ということになります。だれが運営をしていてもそれは区長の責任と、こういうことになることは間違いがありませんので、そういう意味で厚生労働省の担当者が言ったとすれば、それは正しいというふうに思いますし、私どももそう思っております。

受動喫煙を防止する手だてを講じなければいけないということは私たちの義務でありますから、それは施設の管理者として整備をするということに努めてまい

りました。一挙にできない部分もありましたけれども、これは順次整備をしているわけでありまして。しかもなるべく完全なものとして今行いつつあるところがございます。区の主催する会合で喫煙を結構ですと言ったことは、反省しますと言ったことは、それは施設管理者の第一義的な考え方として、皆さんに協力を、公の立場での会合ですから、まずはそのように申し上げることは当然のこととして、私たちがそのことをしなかったことについて反省をすると、こういうことを申し上げたわけでありまして、今、つまりこのたばこの問題についての理解とか、あるいは受動喫煙の整備の問題とか、いろいろ過渡期のところにある問題でありますから、これから将来に向かって一律に、今の時点ですべてをどう律していきましようということはなかなか言いにくい部分があると、こういう現実も存在するわけでありまして。

したがって、例えば場所によって皆さんの合意があればそこでやってくださいというケースもありましたけれども、これが未来永劫そういうふうに私どもが考えているわけではありませんで、いろいろ施設を整え、そしてそういったことに対する理解を深める中で、施設管理者としてもこういうことがあるべき姿だと思えますので御協力をお願いいたしますということは、これはそういう時代が間もなく来ると思えます。ですから、その点を御理解いただかないと、ひとつひとつの時点の中での現象をとらえて矛盾があるのではないかと、どうのこうのと言われますとそういうふうに見えますが、流れの中では現に愛煙家もたくさんおられることでもありますから、そういう方たちとうまく調整といいますか、矯正と――矯正と言うとオーバーですけれども、うまく持っていくということが私たちのやり方として適しているのである、そういうことに努めなければならないと思っております。方向として議員のおっしゃることを否定するつもりはございませんが、そういう方向に向かって努力をすると、そういうことかと思っております。

◆先日、再び瑞江駅で「月刊田中けん」を受け取り、読ませていただきましたので感想と意見めいたものを2点ほど書かせていただきました。

1. 少子化対策は有効か、について

これはエッセイということでしたので、どこまで本気の話なのか判らなかつたのですがとりあえず意見を書かせていただきます。

少子化対策は子作り対策、という論ですが、トキやパンダならその通りと思います。セックスの回数と出生率に比例関係がある、というデータの出典がなにかはわかりませんが、現代の先進諸国において比例関係があるとは到底思えません。なぜならば、人間は生物の中で唯一避妊をします。現在の我が国のセックス回数の相当数、というよりほとんどは避妊をしていると思われます。避妊をタブーとするカトリック教国なら、セックス回数と出生率に比例関係があるといえるかもしれませんが、日本やプロテスタント諸国では、避妊付のセックスが多すぎて統計的に有意な数値があるとは到底思えません。

逆にセックスの回数と出生率が関係するという前提に立てば、日本の子供の誕生日は、11月生まれが最も多いと多くなるという推論が成り立ちます。12月24日に、日本中のホテルが満室になっている状況を見ればそう考えざるをえません。しかしながら、現在の日本では月別の出生数にそれほど大きな差異はなく、2004年で最も子供が産まれた月は7月です(前年の9月頃に作った)。肝心の11月は90,221人で、下から数えて3番目で全く振るいません。

要するに現代のセックスは、愛情表現や快楽などが主たる目的、子供つくりを目的とはしておらず、単純に精力を回復しセックスの回数を増やしたところで、効果は家庭円満になるくらいで出生率には影響しない。確かに間違っていてできてしまう数もばかになりませんから、全く意味はないとは言えません。

しかし間違っていて出来てしまっても次の問題があります。平成15年の出生数110万人に対し、中絶数は30万件。受胎しても約2割の子供が産まれることがありません。この数を乳幼児死亡率に加えたら、アフリカの最貧国なみの比率です。間違っていてできる分が増えても、育てられなければ中絶数を増やすだけでしょ。

以上のことから、少子化問題は、セックスの回数などではなく、避妊をしないセックスがいかにも出来るか、さらに作った後きちんと育てられるかどうかにあると思いますが、いかがでしょうか。

要するに、政府のいうように少子化対策が子育て対策ということは、方向性としては別段間違っていないと思います。ただ現在の対策が有効かどうかといえば、それこそ議員のいうようにバラマキにすぎず、有効ではないという点には賛同しますし、おそらく理由は異なると思いますが自分も、日本では少子化対策は必要ないと思っています。

2. 人口過密と防災について

議員は江戸川区の過密について政策課題とされているということで、過密に関して防災上の意見を書かせていただきました。

過密問題に関する問題ですが、田中議員は、来るべき大地震に対する防災について、いかがお考えでしょうか。東京に大地震がくる、内陸活断層型かプレート境界型か

わかりませんが、少なくとも震度6程度以上の揺れが東京である。これは時間の問題であることは、地球物理の研究者のほとんど総意です。

江戸川区は大河川のデルタ地域であり、豊島や新宿のような台地に比べ地震動に極めて弱く、23区でも液状化の発生など受ける被害は大きなほうであることは想像がつきます。広報えどがわで、議会定例会の冒頭で区長が震災対策について触れていたことを読みましたが、区でもその認識は十二分にあると信じています。

では、来るべき震災に備えて、江戸川区の防災計画は一体どうなっているのか？

議員も江戸川区地域防災計画書はお読みになったことがあると思いますが、書いてあるとおりに果たして運用できるのか、自分には非常に疑問です。いろいろ疑問はありますが、広域避難所については特に大きな問題があると思います。

地域防災計画書によれば、私の住む南篠崎地域の広域避難場所は、江戸川清掃工場一体となっています。計画書に拠れば、有効面積35,200㎡、避難計画人口34,700人となっています。1人あたりのスペースが1㎡です。議員はここをごらんになったことがあるでしょうか？自分は一度見てきましたが、コンサートや野球場じゃあるまいし、あんなスペースに3万5千人の避難民など、しかも混乱の極みの震災時に絶対無理です。

野外における1人あたり1㎡というのはどの程度のスペースなのか。

第二次世界大戦終結直後、ルール包囲戦で敗れたドイツ国防軍B軍集団を中心とした50万の捕虜が、連合軍によりライン河畔の牧草地に集められたことが、パウル＝カレルの「捕虜」に出ています。

史上これほどの捕虜が一箇所にぎゅうぎゅう詰めになったことはなく、ドイツ兵は狭さと飢えで地獄の苦しみを味わったそうですが、その時彼等に与えられたスペースは1人あたり、わずか3㎡ないし5㎡だったそうです。江戸川区の震災時の区民の扱いより、連合軍の捕虜の扱いのほうが、少なくとも与える面積の点では数倍マシというのはいかがなものでしょうか？

実際には、対象の人数がすべて広域避難所に避難するというにはならず、中小の公園に分散することになるとと思いますが、それにしても地域防災計画に、平然と有効面積35,200㎡、避難計画人口34,700人と記載しているようでは、その他の救援や物資調達計画についても実効性に？がつかざるを得ません。

江戸川のような人口稠密な都市域における地震対策はいかにあるべきか。江戸川区議のみなさんは、海外視察も結構ですが、神戸市や西宮市など実際に震災を蒙った自治体に視察に行き、都市型震災に対する行政の経験や対応を学んでくるべきではないでしょうか？海外にいくならいくで、海外の防災体制について知見を深めるなどをすべきだと思います。

政治の根本は市民の生命・財産を守ることにあるのであれば、これほど切迫性が叫ばれている東京直下型地震に対する備えに、もう少し真剣に取り組む姿勢が見えてきてよいのではないかと思います。

長々、失礼しました。これからもご活躍を祈念しています。

江戸川区における耐震審査の実態

このような資料から、平成11年度以降、民間の審査機関がどれだけ多く関わってきたかがよくわかる。ちなみに、「民間」の欄には、イーホームズの物件も多く含まれている。

	区	民間	合計
平成11年度	2,451	4	2,455
平成12年度	2,824	42	2,866
平成13年度	2,436	109	2,545
平成14年度	2,240	386	2,626
平成15年度	2,028	876	2,904
平成16年度	1,494	1,198	2,692
平成17年11月	561	1,161	1,722

各構造用語について

新耐震基準

現在の耐震基準は1981年に出来たもので、それまでの基準と区別するため「新耐震基準」と呼ばれている。現行の新耐震基準は、中規模の地震(震度5程度)に対して建築物が壊れないようにすること。また、極めて稀にしか発生しない大規模の地震(震度6強から震度7程度)に対しても、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としています。

保有水平耐力(Qu)と必要保有水平耐力(Qun)

大地震時の耐震性能の安全性を確認する方法は建物の保有水平耐力(Qu)と必要保有水平耐力(Qun)の比較で示され、保有水平耐力が必要保有水平耐

力より大きければ($Q_u/Q_{un} > 1.0$)、安全であるという指標。

関係都府県、特定行政庁、国土交通省から構成される「構造計算書偽造問題対策連絡協議会」において、地方公共団体(特定行政庁)が建築物の使用制限や除却等の命令を行う危険度の目安として、建築基準法による要求水準1.0に対して0.5とすることを申し合わせています。

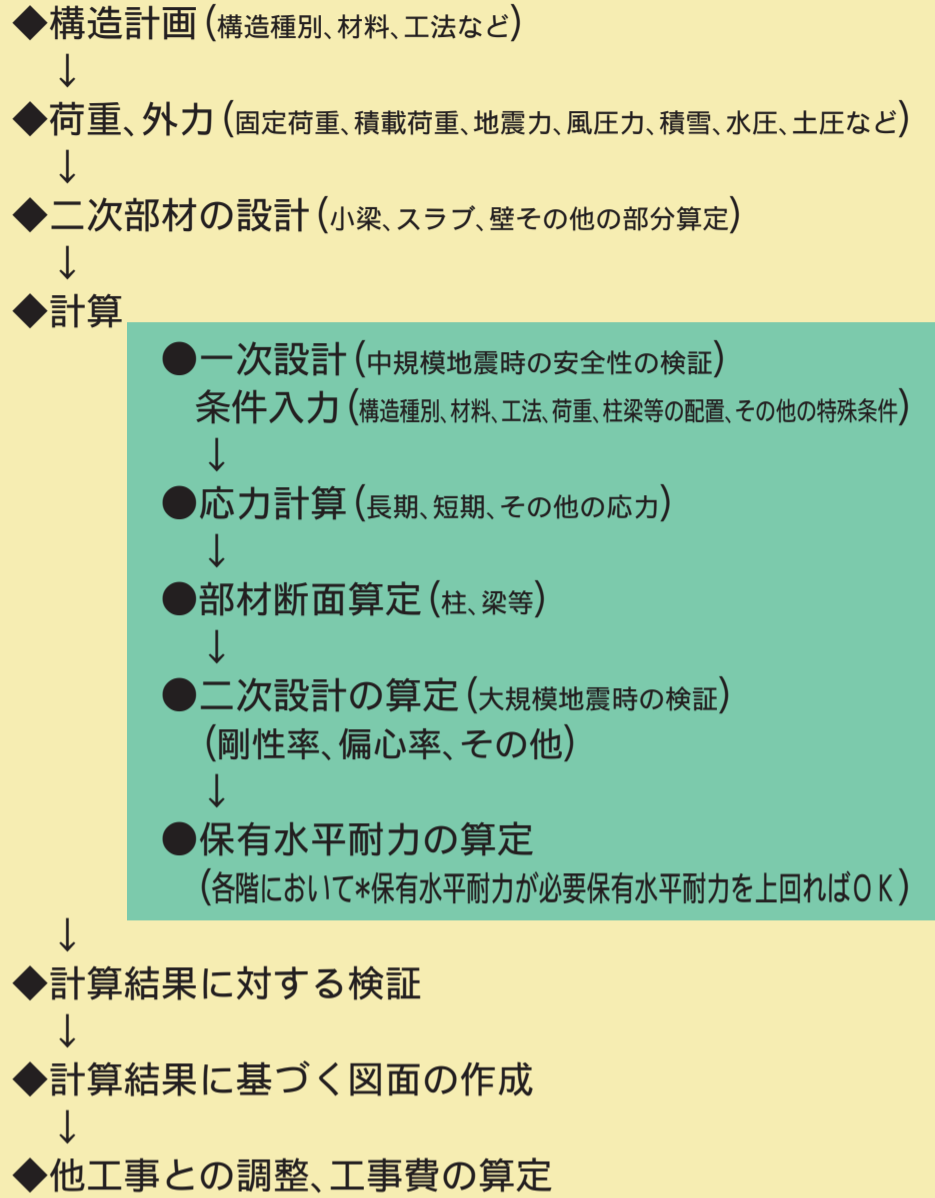
Is値

既存建築物の構造体の耐震性能を表す指標。値が大きいほど耐震性が高い。

判定基準

$Is \geq 0.6$ 望ましい耐震性能を有している
 $Is < 0.3$ 望ましい耐震性能を有していない

参考 構造設計・計算の流れ



田中けんとの対話集会

※参加希望者は、自宅事務所まで、必ず予約をしてください。(当日可)

平成18年2月18日(土) 9:30~12:00

タワーホール船堀 406会議室

江戸川区船堀4-1-1 03-5676-2211

ボランティアによる軽作業のお手伝いも願います



対話集会の報告

1/14(土) タワーホール船堀

参加者3名

当日の主な話題:

派遣労働の問題点
 再開発に伴う財政の無駄遣い
 都営地下鉄の利便性など。

「月刊田中けん」を買ってください(形を変えた政治献金のお願い)

この月刊紙は、ほぼ2ヶ月に1回の割合で区内駅前を中心に配っています。作成にあたっては、1枚につき10円のコストがかかっています。この情報をご購入いただき、田中けんの政治活動を財政的に支えてください。紙面の出来不出来をご評価いただき、額は読者が自由にお決め下さい。受け渡しに関しては、資金の透明性を確保するためにも、全て銀行振り込みを採用いたします。

その場合、政治資金規正法第12条により、同一人物による年間5万円を超えるものについては、その寄附をした方の氏名、住所及び職業などを公表いたします。ご理解、ご協力をお願いします。

料金振込先

みずほ銀行

小松川支店

普通 1015472

田中けんを応援する会

広告 土地を買います。土地に関する無料相談を受付中。詳しくは、080-3010-4522 までお電話を

高速道路の無料化

禁煙の徹底

人口過密の解消



江戸川区
区議会議員

田中けん

自宅事務所

〒132-0021 江戸川区中央4-25-14

電話 03-5662-7755

E-mail info@t-ken.jp

プロフィール

1966年 江戸川区生/松江三中卒 墨田川高校卒 千葉大学教育学部卒
 ○1995年4月 江戸川区議会議員選挙 (2789票・41位) 当選
 ○1999年4月 同選挙 (4282票・16位) 当選
 ●2001年6月 東京都議会議員選挙 (12394票・8位) 落選
 ○2003年4月 江戸川区議会議員選挙 (4103票・15位) 当選
 江戸川トライアスロン連合会長、ホームヘルパー2級、スペイン語を勉強中

ホームページからは、田中けんがテレビ出演したときの映像を、動画にてご覧いただけます。 www.t-ken.jp